

土議発第249号
平成19年12月19日

市民オンブズマンいばらき会員

様
様
様
様

土浦市議会議長 折本 明



平成19年12月6日付け、政務調査費使途基準改善申入書につきまして、下記の通り回答いたします。

記

1. 政務調査費の交付は前払い方式ではなく、支出した後で精算する「実費払い」方式にすること。
※条例に則り従来どおりとする。
2. 視察先の選定は土浦市政に密接に関係し、具体的に必要不可欠で、緊急性を要する場合に限ること。
※議員により、専門性や関心も多様であり、議員活動に説明責任を負っていることから、議員各自の判断に任せる。
3. 視察は原則日帰りとし、宿泊を要する場合は一般市民を対象とした報告会を開催することを義務付ける。
※原則日帰りとする必要はないと考える。報告会については、視察報告書を情報公開制度において開示しているので、必要ないとする。
4. 視察先への手土産代を交付の対象から除外すること。
※手土産代は認めないこととした。
5. 政務調査費から食料費（旅費規程に含まれる当日の夕食代と翌日の朝食代を除く）の支出を禁止すること。
※視察における「宿泊に伴う食事代」、「講師への茶菓子代」「講師への昼食代」「講師の懇親会経費」以外は認めないこととした。
6. 視察の行程表に目的、具体的な視察場所、所要時間、参加者全員の名前、

宿泊先が伴う場合は宿泊先を明記すること。

※視察の日時，視察先，視察事項，視察行程，参加議員名を行政視察実施計画書として，議長に届け出ることとした。

7. 視察の報告書は，参加者全員が自ら感想を書くこと。

※視察報告書に参加者全員が感想を書くことを義務付けた。

8. 「広聴費」の茶菓子代を用途基準から除外すること。

※茶菓子代は認めないこととした。